

日本学術会議公開シンポジウム

欧州一般データ保護規則（GDPR）に対する日本の学術界の対応

日時 平成31年3月27日（水）14:00～16:30

場所 日本学術会議講堂

主催 日本学術会議法学委員会、同「IT社会と法」分科会

プログラム

- | | |
|-------|---|
| 14:00 | 開会あいさつと趣旨説明
松本恒雄（日本学術会議会員、法学委員会委員長、「IT社会と法」分科会委員長、
独立行政法人国民生活センター理事長） |
| 14:10 | GDPRの概要と十分性認定について
佐脇紀代志（個人情報保護委員会参事官） |
| 14:40 | GDPRに対する日本の学協会・研究機関の実践的対応について
板倉陽一郎（弁護士、理研AIP客員主管研究員、国立情報学研究所客員教授） |
| 15:10 | GDPRに対する欧州の学協会の対応状況について
鈴木秀美（日本学術会議連携会員、「IT社会と法」分科会委員、
慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授） |
| 15:20 | 会場からの質疑 |
| 16:20 | まとめと閉会あいさつ
佐藤岩夫（日本学術会議会員、第一部部長、東京大学社会科学研究所長・教授） |

参考資料（インターネット上で入手可能なもの）

- 1 GDPR 及び関連ガイドライン、欧州委員会資料等の日本語仮訳（個人情報保護委員会）
<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/>
 - ・一般データ保護規則の前文
 - ・一般データ保護規則の条文
 - ・データポータビリティの権利に関するガイドライン
 - ・データ保護オフィサー（DPO）に関するガイドライン
 - ・管理者又は処理者の主監督機関を特定するためのガイドライン
 - ・データ保護影響評価（DPIA）及び取扱いが 2016/679 規則の適用上、「高いリスクをもたらすことが予想される」か否かの判断に関するガイドライン
 - ・規則における制裁金の適用及び設定に関するガイドライン
 - ・規則に基づく個人データ侵害通知に関するガイドライン
 - ・自動化された個人に対する意思決定とプロファイリングに関するガイドライン

- ・ 同意に関するガイドライン
- ・ 透明性に関するガイドライン
- ・ 規則第 49 条の例外に関するガイドライン
- ・ 地理的適用範囲に関するガイドライン - 意見募集版
- ・ Infographic (中小企業向けの、簡単にまとめられた GDPR 説明)
- ・ Fact Sheet “Questions and Answers: Data protection reform package”
(GDPR によるデータ保護改革案についての質疑応答概略)

2 「EU 一般データ保護規則 (GDPR)」に関わる実務ハンドブックほか (日本貿易振興機構)

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/gdpr/>

- ・ 入門編 (2016 年 11 月)
- ・ 実践編 (2017 年 8 月)
- ・ 第 29 条作業部会ガイドライン編 : データポータビリティの権利 (2018 年 2 月)
- ・ 第 29 条作業部会ガイドライン編 : 管理者および処理者の主導監督当局の特定 (2018 年 2 月)
- ・ 第 29 条作業部会ガイドライン編 : データ保護責任者 (2018 年 2 月)
- ・ スイス連邦データ保護法改正案の内容および EU「一般データ保護規則」との比較 (2018 年 3 月)
- ・ 標準契約条項 (Standard Contractual Clause: SCC) の契約書ひな形
- ・ データ保護影響評価 (DPIA) に関する第 29 条作業部会ガイドライン wp248_rev01